

きさらづ出前講座事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市職員等が市民の学習会、集会、会合に出向き、市の施策や取り組み、身近な生活に役立つ情報などについて説明し、市民と対話することで、市政への関心と理解を深めることを目的とした、きさらづ出前講座事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 事業の利用を申請することができるものは、市内在住、在勤、在学する10人以上の団体・グループとする。

(内容)

第3条 各講座の内容は、市の事務に関するものとし、年度ごとに市長が別に定める。

2 市長は、前項に規定するもののほか、前条に規定する団体等からの希望に基づき新たな講座を設けることができる。

(開催日時及び開催場所)

第4条 講座の開催日時は、1講座につき、午前9時から午後9時までの間の連続した2時間以内とする。ただし、12月28日から翌年の1月4日までの日を除くものとする。

2 講座の開催場所は、市内の公民館、集会所等の公共施設に限るものとし、講座を申請する団体の責任において確保するものとする。

(利用の申請)

第5条 利用を申請する団体（以下「申請者」という。）は、原則として実施を希望する日の1ヶ月前までにきさらづ出前講座事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、実施の可否を決定し、きさらづ出前講座事業決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の実施の決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(変更又は取りやめの届出)

第8条 前条の規定により事業実施の決定を受けたものは、開催日時、場所その他申請事項を変更するとき又は事業の実施を取りやめるときは、速やかに届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(実施の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業を実施しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 特定の政党、宗教又は営利を目的とした催しを行うおそれのあるとき。
- (3) 専ら批判や苦情、個別相談等を目的とした集会であるとき。
- (4) その他本事業の目的に反し、その実施が適当でないとき。

2 前項の規定は、事業実施決定後においても適用するものとし、当該決定を取り消し、又は既に事業を実施しているときは、これを中止することができるものとする。

(費用)

第10条 講師の派遣費用は、無料とする。また、教材費又は材料費を要するときは、その実費を申請者が負担するものとし、会場の使用料についても同様とする。

(報告)

第11条 講師を務めた職員等は、講座終了後速やかにきさらづ出前講座事業実施報告書(様式第3号)により市長に報告しなければならない。

(庶務)

第12条 事業の庶務は、教育委員会教育部生涯学習課が行なうものとする。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。